

令和5年度

福知山市中小事業者物価高騰等

緊急支援金

原油価格、物価高騰等により影響が生じている 市内事業者の事業継続を支えるため、支援金を支給します

支給 内容

法人又は団体 15万円

個人事業主 8万円

申請 期間 令和6年1月22日~ 3月22日(当日消印有効) 予算に達し次第終了

宛

申請 方法

簡易書留、レターパック など 配送状況を確認 できるもの

〒620-8501 福知山市字内記13-1 福知山市産業政策部産業観光課 先

(中小事業者物価高騰等緊急支援金担当)

- 令和5年1月16日から3月31日まで実施した「福知山市中小事業者物価高騰等緊急支援金」 を受給された事業者には本市から申請用紙を送付します(令和6年1月中旬発送予定)。
- 今回初めて申請される事業者は、市ホームページから様式をダウンロードしてください。

主な条件

☑令和5年12月1日以前に事業を開始した中小企業者又は団体であること。 ☑法人は本市に本店があること。

団体は本市に主たる事務所があること。

個人事業主※は本市に個人の住所地があること。

※市内に店舗があっても市外に住所地がある場合は対象外です。 ☑市税の滞納がないこと。

☑個人事業主は原則として国民健康保険証を有していること。

・副業等により事業を営まれている方、社会保険に加入の方、社会保険上 家族に扶養されている方は対象外です。

対象者

☑中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 (専業農家やフリーランスを含みます。)

☑申請日時点で常時使用する従業員(パート、アルバイトを含みます。)が 100人以下の団体

〔**(例)**一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、 医療法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、学校法人等

|★事業的規模で不動産貸付業、駐車場業を営んでいると判断できる個人事業 主も対象となります。

例) 不動産貸付業:一戸建10棟以上 or 一戸建以外(アパート等)10室以上 駐車場業:駐車場台数10台以上

≪詳細は市HPをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。≫

相談 問合

福知山市産業政策部

京都府福知山市字内記13-1

産業観光課

電話

FAX

Mail

※1月19日までは0773-24-7075 0773-23-6537

0773-45-4822

sankan@city.fukuchiyama.lg.jp

